

就職や結婚、収入の変化
などがあったご家族は
いませんか？

被扶養者の方に

環境の変化があったらご確認ください

大同健保の被扶養者である配偶者の方やお子さまに、環境や収入額の変化はありませんか？
被扶養者でいられるのは、一定の要件を満たしている場合に限りです。
就職や転居、収入の増加などがあったときは、被扶養者認定要件を外れていないかご確認をお願いします。



⚠️ こんなときは、大同健保の被扶養者資格がなくなります

- ✕ 被扶養者が就職した
- ✕ 18歳以上(成人)かつ学校を卒業・中退しており、被保険者が扶養せざるを得ない理由がない
- ✕ 被扶養者の年収が130万円(60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する方は年収180万円)以上と見込まれる
- ✕ 別居している被扶養者への仕送りをやめた、仕送り額が被扶養者の収入を下回った
- ✕ 被扶養者の年収が被保険者の1/2以上になった
- ✕ 65~74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になった
- ✕ 同居が条件となる親族(配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外)が被保険者と別居した
- ✕ 子どもを扶養する被保険者の収入が、配偶者より少なくなった
- ✕ 国内に居住しなくなった(海外赴任への帯同、留学などを除く)

5日以内に届け出を!

健康保険法では、原則、事由が発生した日から5日以内に届け出なければならないと定められています(健康保険法施行規則第38条、第51条)。
被扶養者認定の基準から外れた方は、すみやかに手続きください。

毎年7月頃に実施する被扶養者資格確認調査によって資格がないと判明し、遡って資格を喪失される方もいらっしゃいます。調査を待たずに必ず届け出てください。

⚠️ 大同健保の保険証は必ず返却を!

扶養から外れた日以降に大同健保の保険証を使用した場合は、後日、健保負担分の医療費(原則、総医療費の7割)をご返金いただくことになります。
誤って保険証を使用することのないよう、被扶養者の資格がなくなったら、届け出とともに必ず保険証をご返却ください。

マイナンバーカードが保険証の代わりとして使えるようになったのと同時に、保険証で「オンライン資格確認」をする医療機関等が増えたから要注意!
扶養から外れているのに手続きをしていないことは健康保険の二重加入など**不適切な状態**ってことだから、いったん窓口で**医療費の全額**を支払わなければならないかもしれないだよ~!!

全額!



資格確認調査へのご協力をお願いします

被扶養者が健康保険を使って病院で診療を受けたときや、出産や死亡に対する保険給付、健康診断等のさまざま保健事業にかかる費用は、その大部分が事業主と被保険者(従業員)一人ひとりが納めた保険料から支払われます。

したがって、被扶養者資格がなくなった人を被扶養者と認め続けてしまうと、健保組合の支出が不当に増えてしまいます。そのような状況を防ぐため、大同健保は定期的に資格確認調査を行っています。



すまいるケンポ[®]
大同特殊鋼健康保険組合